○総務省告示第百二十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）	二　電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第四項第一号の交換等設備であって、次のイ及びロに掲げるもののうち、それぞれ当該イ及びロに定める条件に該当するもの
［削る］	イ　ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
［削る］	ロ　デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 AnnexC又はG.992.2 AnnexCに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置　接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
三　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）	三　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
四　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信の交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）	四　信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
五　ＳＩＰサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備	五　ＳＩＰサーバ
六　施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備	六　電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース
［削る］	七　公衆電話機及びこれに付随する設備
［削る］	八　電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）
［削る］	九　他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項及び前項に掲げるものを除く。）
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子